

島根県報

号外第九九号
平成十四年九月二十七日
(金曜日)

目 次

規 則

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

(都 市 計 画 課)

公布された条例等のあらまし

◇都市計画法施行細則の一部を改正する規則(規則第九〇号)

- 一 規則の概要
- 1 都市計画法施行条例が一部改正され、平成十四年十月一日に施行されることに伴い、規則の改正を行うこととした。
- 2 その他規定の整理
- 二 施行期日
平成十四年十月一日から施行することとした。

規 則

島根県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第九十号

島根県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

島根県都市計画法施行細則(昭和四十六年島根県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条を第二十条とし、第六条から第九条までを十条ずつ繰り下げる。

第五条の二を第十五条とし、第五条を削り、第四条の二を第十四条とし、第二条から第四条までを九条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の九条を加える。

(条例第三条の規則で定める距離)

第二条 条例第三条の規則で定める距離は、二キロメートルとする。

(区域指定の方法)

第三条 条例第三条に規定する土地の区域(以下この条において「区域」という。)は、市町村長の申出により指定するものとする。

2 区域の境界は、原則として、道路、河川、がけ、その他土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めることとし、これにより難い場合は、町界又は字界によることとする。

3 知事は、区域を指定しようとするときは、あらかじめ島根県開発審査会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、区域を指定したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(予定建築物の用途)

第四条 条例第五条に規定する予定建築物等の用途に該当しない建築物は、知事が市町村長の申出に基づき指定するものとする。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(条例第六条第一号ロの規則で定める規模)

第五条 条例第六条第一号ロの規則で定める規模は、次に掲げる要件のいずれにも該当する規模とする。

一 開発区域の面積が千平方メートル以内であること。

二 予定建築物の延べ床面積が五百平方メートル以内であること。

(条例第六条第一号及び第二号における地域指定の方法)

第六条 条例第六条第一号及び第二号に規定する地域は、知事が市町村長の申出により指

毎週火・金曜日発行

定するものとする。

2 前項の規定による地域の指定の方法については、第三条を準用する。

(条例第六条第三号ロの規則で定める距離)

第七条 条例第六条第三号ロの規則で定める距離は、五十メートルとする。

(条例第六条第六号の規則で定める規模)

第八条 条例第六条第六号の規則で定める規模は、五百平方メートル以内とする。

(条例第六条第七号の規則で定める規模)

第九条 条例第六条第七号の規則で定める規模は、建築物の延べ床面積が五十平方メートル以内とする。

ル以内とする。

(条例第七条第三号の規則で定める規模)

第十条 条例第七条第三号の規則で定める規模は、建築物の延べ床面積が五十平方メートル以内とする。

ル以内とする。

様式第一号、様式第五号、様式第七号及び様式第七号の二中「(第2条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

様式第八号及び様式第九号中「(第3条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

様式第十号中「(第4条関係)」を「(第13条関係)」に改める。

様式第十一号の二及び様式第十一号の三中「(第5条の2関係)」を「(第15条関係)」に改める。

様式第十二号から様式第十四号までの様式中「(第7条関係)」を「(第17条関係)」に改める。

様式第十五号中「(第8条関係)」を「(第18条関係)」に改める。

様式第十六号中「(第9条関係)」を「(第19条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

平成十四年九月二十七日印刷
平成十四年九月二十七日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町
松江市学園南
松島根
松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)